

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年7月19日（金）

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局相武国道事務所長

1. 業務概要

- (1) 業務名 R6G国道20号日野BP（延伸）外環境影響評価業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
- (2) 業務内容
本業務は、東京都環境影響評価条例に基づき、日野バイパス（延伸）事業の調査計画書及び日野バイパス（延伸）Ⅱ期事業の事後調査計画書の作成を行うものである。
- (3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。
令和6年10月（下旬）から令和7年5月30日まで
- (4) その他
 - 1) 参加要件等
本業務における参加要件等は以下のとおりである。
 - ・業務実績
 - 同種業務 : 一般国道における環境影響評価及び騒音予測を行った業務（同一業務でなくても良い）
 - 類似業務 : 一般国道における環境影響評価を行った業務
 - 2) 試行に関する事項
業務説明書（共通事項）による。業務個別に適用される試行は無い。

2. 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者
 - 1) 基本的要件
 - a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けて（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
 - c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - 2) 資本関係又は人的関係
技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他

業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘
(3) 特定テーマに関する技術提案

5. 手続等

(1) 担当部局（説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）

国土交通省関東地方整備局 相武国道事務所 経理課契約係

TEL 042-643-2003

電子メール ktr-sobu_keiyaku@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間等

交付期間： 令和6年7月19日（金）から令和6年9月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし最終日は15時00分まで。

交付方法： 電子入札システムにより交付する。

(3) 参加表明書の提出期限等

提出期限： 令和6年8月5日（月）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

(4) 技術提案書の提出期限等

提出期限： 令和6年9月6日（金）15時00分

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

(6) 参加資格の認定

2.（1）1）b）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も

5.（3）により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) その他 詳細は業務説明書（共通事項）及び（個別）による。